

議案第 7 号

藤岡市交通指導員設置条例の一部改正について

藤岡市交通指導員設置条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

平成30年2月27日提出

平成30年2月27日可決

藤岡市長 新井利明

藤岡市条例第 号

藤岡市交通指導員設置条例の一部を改正する条例

藤岡市交通指導員設置条例（昭和44年条例第12号）の一部を次のように改正する。

第4条の見出しを「（委嘱）」に改め、同条各号列記以外の部分を次のように改める。

指導員は、次に掲げる要件の全てを満たす者のうちから、市長が委嘱する。

第4条第1号を次のように改める。

- (1) 本市に住所又は勤務場所を有する者であつて、委嘱の時に20歳以上69歳（任期の満了後に引き続いて同一の者を委嘱しようとする場合は、74歳）未満のもの

第4条第2号中「指導力」を「、指導力」に改める。

第6条を次のように改める。

（任期）

第6条 指導員の任期は、3年とする。ただし、補欠の指導員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 指導員は、再任されることができる。

3 第1項の規定にかかわらず、任期中に74歳に達する指導員は、当該指導員が74歳に達する日の属する年度の末日をもって解嘱されるものとする。

4 交通事故その他指導員としてふさわしくない非行のあった者については、

市長は、これを解囑することができる。

第7条の見出し中「報酬」の次に「及び費用弁償」を加え、同条中「藤岡市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年条例第79号）」を「、藤岡市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成12年条例第5号）」に改める。

第9条中「「藤岡市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償に関する条例」」を「藤岡市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償に関する条例（昭和42年条例第30号）」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

（準備行為）

2 この条例による改正後の藤岡市交通指導員設置条例の規定による指導員の委嘱に関し必要な行為は、この条例の施行の日前においても、行うことができる。